

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年1月10日（令和6年（行個）諮問第3号）及び同年2月27日（同第25号）

答申日：令和7年3月19日（令和6年度（行個）答申第197号及び同第199号）

事件名：本人の労働災害に係る労災請求について特定労働基準監督署が作成した調査結果復命書等の一部開示決定に関する件
本人の労災請求について特定労働基準監督署に提出された意見書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、文書番号1ないし文書番号5に係るものを併せて「本件対象保有個人情報1」、文書番号6に係るものを「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年10月5日付け東労発総個開第5-985号及び同年11月22日付け東労発総個開第5-985号（2）により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する各審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から意見書が提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されていることから、その内容は記載しない。

黒塗りで解らないので。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件各審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和5年9月11日付け（同日受付）で、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、「私の、令和2年特定月日の労働災害に係る労災請求について、特定労働基準監督署が作成した調査結果復命書及び添付資料の全て。（令和5年度作成分）」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が、令和5年10月5日付け東労発総個開第5-985号（原処分1）及び同年11月22日付け東労発総個開第5-985号（2）（原処分2）により各部分開示決定を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年10月18日付け（同日受付）及び同年12月1日付け（同日受付）で本件各審査請求（以下、順に「審査請求1」及び「審査請求2」という。）を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、原処分1において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について
略

- (2) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の①、3の①及び6の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2の③及び6の②の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医等が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法78条3号イ該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②の不
開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の申請を示す認
証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された
場合には、偽造等により悪用される恐れがある等、当該法人の権利、
競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあることから、法7
8条1項3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当であ
る。

ウ 法78条1項7号柱書き該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2
の③及び6の②の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特
定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の
内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外
の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既
に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、医師が審査請求人等
から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述する
ことをちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必
要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になる
おそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、労
働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を
及ぼすおそれがあることから、法78条1項7号柱書きに該当する
ため、不開示を維持することが妥当である。

(3) その他

原処分2においては、不開示とした部分として、法人の印影等を挙げ、
法78条1項3号イに該当することを理由に不開示としているが、諮問
庁が確認したところ、原処分2の対象保有個人情報に法人の印影等の不
開示情報は含まれていない。

このような記載誤りは、処分理由の提示として適切ではないが、これ
を理由に取り消す程の瑕疵があるとまではいえず、原処分を維持するこ
とが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件各審査請求については、原処分において不開示とし
た部分のうち、別表の2欄の「法78条1項各号該当性等」欄に「新たに
開示」と表示した情報については、同項各号のいずれにも該当しないこと
から新たに開示し、その余の情報については、同欄に表示する同項各号に
該当することから、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審

議を行った。

- ① 令和6年1月10日 諮問の受理（令和6年（行個）諮問第3号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 同年2月27日 諮問の受理（令和6年（行個）諮問第25号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ⑥ 同年3月13日 審議
- ⑦ 同年4月26日 審査請求人から意見書を収受（令和6年（行個）諮問第3号及び同第25号）
- ⑧ 同年10月10日 本件対象保有個人情報の見分及び審議（同上）
- ⑨ 令和7年1月9日 審議（同上）
- ⑩ 同年2月10日 審議（同上）
- ⑪ 同月27日 審議（同上）
- ⑫ 同年3月12日 令和6年（行個）諮問第3号及び同第25号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、別表の2欄のとおり、不開示部分のうち、その一部を新たに開示するとし、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は不開示を維持するとしている。

なお、原処分2の開示決定通知書には、原処分1を取り消す旨の記載が見られるが、審査請求人がこの点について争っているとは認められないことから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、原処分1に係る本件対象保有個人情報1の不開示維持部分も含む本件対象保有個人情報の不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）

ア 通番2及び通番8の別表の4欄に掲げる部分は、労災補償給付支給請求書（以下「請求書」という。）に記載された、診療担当者の氏名及び印影である。請求書は、労災補償給付の支給を受けようとする者が、医療機関及び事業主から証明を受けて、所轄労働基準監督署長に提出するものとされている（労働者災害補償保険法施行規則13条）。

このため、請求書に記載された医師の署名及び印影は、請求書の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

また、通番3、通番4、通番5、通番10及び通番11の別表の4欄に掲げる部分は、意見書に記載された医師の自署及び印影であり、請求書に記載されたものと同じものであると認められる。個人の自署及び印影については、当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番6の別表の4欄に掲げる部分は、請求書に押印された、特定事業場の印影である。当該部分は上記アと同様の理由により審査請求人が知り得る情報であることから、法78条1項3号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の不開示維持部分（別表の4欄に掲げる部分を除く部分）

ア 法78条1項2号該当性

通番3、通番5、通番9及び通番10の不開示部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、医師意見書等に含まれる、医師の氏名及び印影であり、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

当該部分のうち、通番9の地方労災医員の氏名については、その職務遂行に係る情報として、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その署名まで開示する慣行があるとは認められない。その余の部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、法78条1項2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示とす

ることが妥当である

イ 法78条1項2号及び7号柱書き該当性

通番1、通番7及び通番12の不開示部分は、調査結果復命書、医師の意見書等に記載された主治医の意見等であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者からの批判等を恐れ、医師が自身の認識している事実関係等について率直な申述や意見を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、同項2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法78条1項3号イ該当性

通番6の不開示部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、特定医療機関から特定監督署に提出された意見書に押印された法人の印影である。これらの印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

当該部分は、これを開示すると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 その他について

- (1) 本件原処分は、同一の開示請求書により請求されており、各開示決定通知書で特定された保有個人情報には、本件開示請求書に記載された文書名と同一の文書名が記載されていることから、本件開示請求と原処分の経緯及び対象保有個人情報の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し補足説明を求めさせたところ、概ね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求に対し、処分庁は、令和5年10月5日付け東労発総個開第5-985号により、保有個人情報（本件対象保有個人情報1）を特定し、その一部を開示する決定（原処分1）を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同月18日付け（同日受付）で本件審査請求1を提起した。

イ これを受けて、処分庁は、本件対象保有個人情報1の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報として、保有個人情報（本件対象保有個人情報2）を保有していると認められたので、令和5年11

月 22 日付け東労発総個開第 5-985 (2) 号により、本件対象保有個人情報 2 を特定し、その一部を開示する決定（原処分 2）を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年 12 月 1 日付け（同日受付）で本件審査請求 2 を提起した。

ウ 原処分 2 は、審査請求人からの申し出を受けて原処分 1 の内容を確認していたところ、原処分 1 で決定した保有個人情報に漏れがあったことが判明したことから、漏れていた保有個人情報について追加特定し、開示したものである。

(2) しかしながら、上記諮問庁の説明を踏まえ、当審査会において原処分 2 の開示決定通知書を確認すると、令和 5 年 10 月 5 日付けで通知した一部開示決定の通知においては、「開示資料が漏れていたため、当該決定（原処分 1）を取り消し、改めて（中略）下記のとおり、開示することに決定した」と記載されていた。この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更なる説明を求めさせたところ、以下のとおり説明する。

ア 原処分 2 の開示決定通知書において、原処分 1 を「取り消し」と記載しているが、原処分 2 は本件対象保有個人情報 1 に追加して、本件対象保有個人情報 2 を特定する意図であり、原処分 1 を取り消す意図はなく、原処分 1 で特定された本件対象保有個人情報 1 については、審査請求 1 において対応すべく、それぞれ諮問を行ったものである。

イ ただし、原処分 2 に対する審査請求 2 に係る理由説明書において、開示漏れの経緯、追加特定した旨の説明が漏れていたため、原処分 1 で特定された本件対象保有個人情報 1 と、原処分 2 で追加特定した本件対象保有個人情報 2 は別のものであることが一見してはわからなくなっている。

(3) 上記諮問庁の説明によれば、原処分 2 で決定された保有個人情報は、原処分 1 の対象保有個人情報とは別の情報であり、原処分 1 に追加して、原処分 2 において本件対象保有個人情報 2 の開示決定を行ったものと認められる。そうであれば、原処分 2 の開示決定通知書の「当該決定を取り消し」との記載は不適切であるといわざるを得ない。

本件においては、審査請求人が原処分 2 の開示決定通知書の不備を争っているとは認められないことに鑑み、上記 2 のとおり本件対象保有個人情報 1 の不開示維持部分も含めて不開示情報該当性の判断を行ったところであるが、本件答申を受けて諮問庁が行う原処分 2 に係る審査請求 2 についての裁決に当たっては、以上のような状況を踏まえ、原処分 2 の開示決定通知書における「当該決定を取り消し」との記載を改め、原処分 1 に追加して本件対象保有個人情報 2 を特定する旨の変更決定を行うものであることが明らかとなるよう記載すべきである。

4 付言

- (1) 処分庁は、原処分1及び原処分2の各開示決定通知書の「開示する保有個人情報」の欄のいずれにも、本件開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄に記載された文言と同一の文言を記載しているが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した保有個人情報が記録された文書の名称等を具体的に記載すべきである。
- (2) また、処分庁は、原処分1において、本来不開示とすべき個人の印影等及び特定法人の口座情報について誤って開示決定している。このような事態は、法が保護しようとする法益の侵害を招くものであり、処分庁においては、今後、同様のことがないよう正確かつ慎重な対応をすべきである。
- (3) 上記3並びに上記(1)及び(2)を踏まえれば、原処分及び審査請求への対応において、処分庁及び諮問庁による慎重さに欠ける不適切な対応があったといわざるを得ず、今後、処分庁及び諮問庁においては、開示決定等及び審査請求に当たって、同様の事態を生じさせないように、正確かつ慎重な対応が強く望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同項2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

本件対象保有個人情報	1 文書番号、文書名及び頁		2 諮問庁が不開示を維持している部分及び新たに開示する部分等		3 通番	4 開示すべき部分	
			該当箇所	法78条1項各号該当性等			
本件対象保有個人情報1	1	調査結果復命書等	① 2頁、3頁	医師意見の引用部分	2号、7号柱書き	1	—
			② 5頁、7頁	氏名・印影	2号	2	全て
	2	診断書、診療記録等	① 1頁、6頁、50頁	氏名・印影	2号	3	6頁、50頁
			① 2頁、42頁	氏名	2号	4	全て
			① 9頁、10頁、30頁	印影	2号	5	9頁、10頁
			② 1頁、27頁、28頁、30頁、32頁、39頁	法人の印影	3号イ	6	27頁、28頁
			③ 7頁ないし10頁	医師の意見	2号、7号柱書き	7	—
			④ 2頁、3頁、26頁、27頁、32頁ないし34頁、37頁、40頁	印影	新たに開示	—	—

			頁、42 頁、43 頁				
	3	請求書、診断書等	①4頁、 6頁	氏名・印影	2号	8	全て
			①22頁	氏名	2号	9	—
	4	面談確認書	—	すべて	原処分において開示済み	—	—
	5	診断書、事業場提出資料等	—	すべて	原処分において開示済み	—	—
本件対象保有個人情報2	6	意見書	①1頁、 4頁	氏名・印影	2号	1 0	4頁
			①5頁	印影	2号	1 1	全て
			②2頁、 3頁、5 頁、6頁	医師の意見	2号、7 号柱書き	1 2	—

(注) 当審査会事務局において、軽微な誤字等を修正し、該当箇所の記載方法を整理した。